

2011年12月2日

お客様各位

MCCトランスポート・シンガポール PTE LTD 日本支社
カスタマーサービス部

自動車、オートバイ、建機、オートパーツ、機械等の船積みに関して

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、IMDGコード第35回改正(Amdt. 35-10)により、内燃機関を有する自動車等は、新車・中古車係わらず2012年1月1日より海上運送においてもクラス9の危険物として規制の対象となります。

揚げ地国での不測の事態を回避するため、また、危険物リストの特別要件(非危険物として取り扱うための要件 SP961)を満たすため、掲題の貨物を**非危険品扱い**として船積みされる場合、弊社では新車・中古車それぞれの場合におきましてお客様に下記の点をご確認の上、ご承諾頂くことをお願いしております。

つきましては、別掲の **Letter of Certificate / Indemnity** をご高覧頂くと共に、ご署名の上、弊社にご提出頂けます様お願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、営業またはカスタマーサービスまでお問い合わせ下さい。

敬具

記

- **自動車、オートバイ、建機、機械の船積みに際しての要件 (新車・中古車共)**
自動車/オートバイ/建機/機械の一部として内燃機関・燃料タンク・バッテリーが含まれている場合、タンク内の燃料が全て抜かれており、バッテリーケーブルが絶縁されていることをご確認下さい。
- **新車(自動車、オートバイ、建機等)を非危険品として船積みする際の要件**
「New Car Certificate 新車誓約書」に必要事項ご記入の上担当カスタマーサービス部あてご提出下さい。
有効期限
各船積み単位(ブッキング単位)のみの有効とさせていただきます、都度ご提出の程お願い致します。
提出者
B/L上の荷主様あるいはブッキング代行業者様どちらかのご提出で結構です。
- **中古(エンジン、オートパーツ、オートバイパーツ、建機等)を非危険品として船積みする際の要件**
「ガス抜き証明書」に必要事項ご記入の上担当カスタマーサービス部あてご提出下さい。
有効期限
ご署名いただきました日付の翌年同月末日までの1年間の有効期間とさせていただきます。
提出者
B/L上の荷主様およびブッキング代行業者様のご両者様より頂けるようお願い致します。

尚、貨物のコンテナへの積み込みに関しましては、以下の点につき必ずお守りいただきますようお願い致します。

コンテナ内床全面にオイル/グリス等による汚れが付着しない様、下記の要領に従って下さい。

1. バンニング前にビニールシートをコンテナ内床全面に敷いて下さい。
2. ビニールシートの端をコンテナ側面に沿って折り曲げて下さい。
3. ビニールシートを敷いた後、床と側面にベニヤ板を敷いて下さい。
4. オイル等が漏れても十分吸収できるよう、おがくずを敷く等、対策を事前に行ってください。
5. 片荷やコンテナの側面に膨らみが生じない様、完全にラッシングが行われていることをご確認下さい。

尚、自動車/オートバイ/建機/オートパーツ/機械等による油漏れ等の事故が発生した場合、コンテナ内外清掃、その他一切の現状復帰に係る修復費用は、荷主様のご負担になりますので、万全な処置を取って頂きます様お願い致します。

以上